

美馬市空き家バンク制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市における空き家の有効活用を通じて、移住定住の促進と地域の活性化を図るため、空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存する建築物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住、商業、地域活性化に資する活動等を目的として、空き家の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク 市内に存在する空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けた情報を空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行うための空き家情報登録制度をいう。

(空き家バンクの登録要件)

第3条 空き家バンクに登録することができる物件は、次の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 所有者等が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。）に売買又は賃貸借の媒介を依頼する契約（賃貸物件にあつては、管理契約を含む。）を締結しているものでないこと。
- (2) 建物の安全性に問題がないこと。

(物件の登録申込)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等（以下「物件登録希望者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（様式第2号）
- 2 物件登録希望者の氏名等が記載されている身分を証する書類の掲示を求め、空き家バンク登録申込書に記載されている氏名と同一人物であることを確認する。
- 3 所有者等が次に掲げる者である場合は、前項の規定による登録の申込書を提出することができない。
 - (1) 暴力団（美馬市暴力団排除条例（平成24年美馬市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（美馬市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（物件の登録）

第5条 市長は、前条第1項の規定による登録の申込みがあった場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク物件登録台帳（以下「物件台帳」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該物件登録希望者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により物件台帳に登録した事項（以下「物件登録事項」という。）のうち必要な事項を市のホームページ等に掲載し、利用希望者の閲覧に供するものとする。ただし、物件登録希望者が別段の意思表示をしたときは、この限りではない。

4 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家であつて、物件台帳に登録することが適当であると認めるものの所有者等に対し、物件台帳への登録を勧奨することができる。

（物件登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、物件登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届書の提出があったときは、物件登録事項を変更するとともに、空き家バンク登録変更完了通知書（様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

（物件登録事項の取消し）

第7条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、物件登録事項を物件台帳及び市のホームページ等から削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第7号）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号の事由によるものについては、物件登録希望者が別段の意思表示をした場合は、この限りではない。

（1） 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

（2） 第4条第1項の規定による登録から2年を経過したとき。

（3） 空き家バンク登録取消願書（様式第6号）の届出があったとき。

（4） 物件登録者が第4条第2項に掲げる各号に掲げる者となったとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、物件台帳に登録することが不適當であると認めるとき。

（利用希望者の資格）

第8条 利用希望者は、次の要件のいずれにも該当する者でなければならない。

（1） 第4条第2項各号に掲げる者でないこと。

（2） 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する恐れがないこと。

（3） 空き家に定住し、又は定期的に滞在しようとする者であること。

（4） 前各号に掲げるもののほか、空き家を利用させることが不適當であると認める者でないこと。

（利用の登録申込）

第9条 空き家バンクに登録された情報の提供を受けようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

（1） 空き家バンク利用誓約書（様式第9号）

- 2 利用希望者の氏名等が記載されている身分を証する書類の掲示を求め、空き家バンク利用登録申込書に記載されている氏名と同一人物であることを確認する。
- 3 利用希望者が第4条第2項各号に掲げる者である場合は、前項の申込書を提出することができない。

（利用の登録）

第10条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク利用希望者登録台帳（以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

（利用登録事項の変更の届出）

第11条 利用希望者は、利用者台帳の登録事項（以下「利用登録事項」という。）に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第12条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、利用登録事項を利用者台帳から削除するものとする。ただし、第2号の事由によるものについては、利用希望者が別段の意思表示をした場合は、この限りではない。

- （1） 利用希望者が第8条の規定による要件を満たさなくなったと認められるとき。
- （2） 第9条の規定による申込書若しくは誓約書又は第11条の規定による届書に虚偽の記載があったとき。
- （3） 第9条の規定による登録から2年を経過したとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、利用者台帳に登録することが不相当であると認めるとき。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、美馬市個人情報保護条例（平成17年美馬市条例第231号）に定めるところによる。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。